

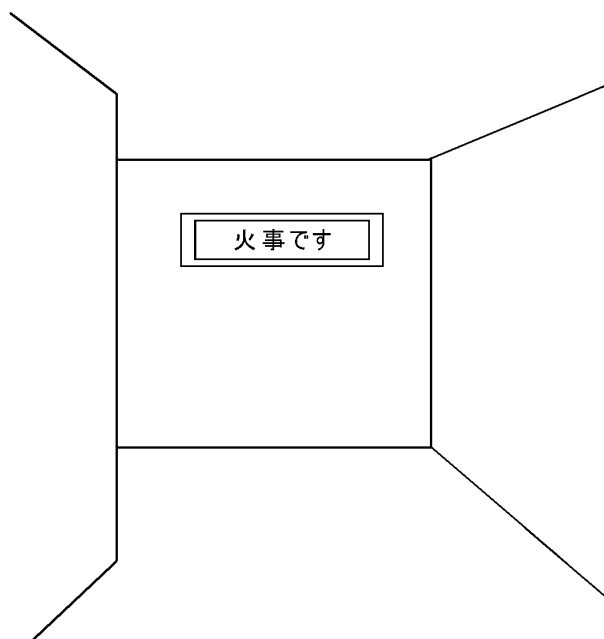
## 4 緊急時の設備

- 障がい者や高齢者は、災害などの緊急時にはとりわけ対応が遅くなりがちであるので、障がい者や高齢者が安全に避難できるよう配慮する。

### (配慮すること)

- ① 視覚障がい者に対しては、音による伝達が有効であるので、災害発生などを放送により伝達する設備を設ける。この場合、災害報知機などと連動した自動放送設備とする。
- ② 聴覚障がい者に対しては、光や文字による伝達が有効であるので、災害発生などをキセノンランプ等で伝達するとともに、文字による表示設備を設ける。また、光による伝達は、光覚を有する視覚障がい者に対しても有効である。
- ③ 避難経路の表示については、建物各階の案内板に点字入りで表示するとともに、光走行式避難誘導装置（光源列を避難方向に沿って配置し、これらを順次点滅させて避難口へ誘導する装置）を各階に設ける。
- ④ 就寝中の者は、視覚および聴覚の注意力が低下するので、直接人体に振動を与えることにより、異常を伝達する装置を設ける。
- ⑤ 避難経路には、障害物や段差を設けない。やむを得ず段差を生じる場合は、スロープを併設する。
- ⑥ 防火戸は、有効幅員80cm以上とし、弱い力でも開閉できるものとする。

### 文字による表示の例



### 点滅型音響装置の例

